

再認証試験受験申請書、資格継続調査票及び資格証明書の
本人署名欄への代筆署名に対する処分について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

再認証試験受験申請の際に提出する「再認証試験受験申請書」及び「資格継続調査票」の本人署名欄に代筆で署名を行って申請、また、当協会認証事業本部が発行する「資格証明書」の本人署名欄に代筆で署名を行って資格証明書を取得、という二つの不正行為がありました。

本人署名は、受験申請者及び資格保持者としての本人による証明であり、本人以外が代筆したものは、その申請書類や資格証明書の有効性の証明になりません。

本件については、明らかとなった事実に基づき 2018年7月26日の認証運営委員会で審決を確定いたしました。

2018年7月26日付の審決通知書(本文)を次に示します。

<管理責任者 A 氏>

1. 審決主文

- (1) 当協会が実施する資格試験及び認証に関する各種証明書の証明者としての資格を審決日から1年間停止する。
- (2) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

再認証試験受験申請書、資格継続調査票及び資格証明書において、本人署名欄への代筆署名を管理責任者として容認した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

<受験申請者 B 氏、C 氏、D 氏>

1. 審決主文

- (1) 再度の違反があれば、当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を取消すことを警告する。
- (2) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

貴殿の再認証試験受験申請書及び資格継続調査票において、本人署名欄への代筆を受験申請者として了承した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

<資格保持者 E 氏、F 氏>

1. 審決主文

- (1) 再度の違反があれば、当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を取消すことを警告する。
- (2) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

貴殿の資格証明書の本人署名欄への代筆を資格保持者として了承した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。